



原発事故を踏まえた家畜用敷料の取り扱い



放射性物質に汚染されたもみがら、わら、樹皮等を原料とする敷料については、高濃度の放射性セシウムを含む可能性があります。この場合生産される堆肥も高濃度の放射性セシウムを含むことになります。

！堆肥によって農地土壌が汚染されないことがないよう、以下の点にご注意ください！

1 家畜用敷料の暫定許容値

原則として暫定許容値 **400ベクレル/kg** (製品重量) を超えないこと

*ただし、当該敷料を用いて生産されるたい肥が**400ベクレル/kg** (製品重量) を超えない場合は **1,000ベクレル/kg** (製品重量) まで使用可能。

2 敷料として牧草等の粗飼料を利用する場合

*畜産農家が生産した堆肥や家畜排せつ物を当該粗飼料が作付け農地へ還元される場合

○飼料としての暫定許容値 **300ベクレル/kg** (水分含有量**80%**) を超えていなければ使用可能。

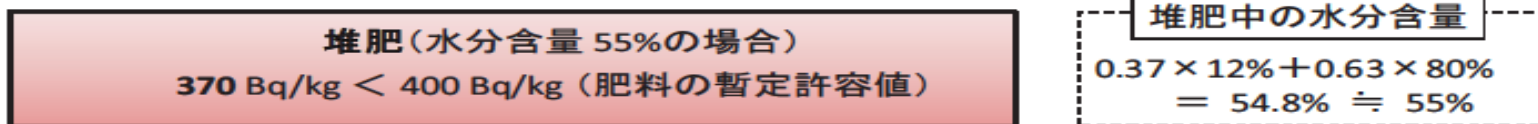
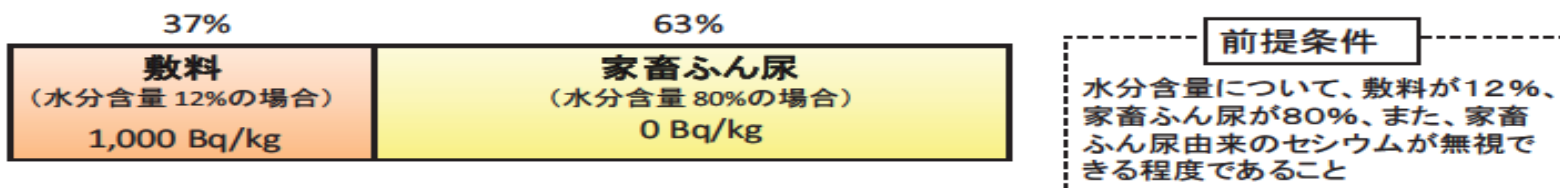
○育成牛や繁殖雌牛 (当分の間と畜出荷予定のない牛) は **3000ベクレル/kg** (水分含有量**80%**) まで使用可能。

★敷料 (戻し堆肥利用の場合は堆肥化資材についても同様) を購入する際は、販売事業者等に放射性セシウム等の検査が行なわれているか、また、検査済みの場合は暫定許容値**400ベクレル/kg**を超えていない旨の確認をしてください。



(参考)

敷料及び堆肥中のセシウム濃度に関する試算



堆肥が肥料としての暫定許容値 400 Bq/kgを超えないためには敷料が少なくとも約 1,000 Bq/kg を超えないことが必要。
なお、上記の試算については、前提条件があることに留意。

自らの経営から生じたたい肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・たい肥製造業者等に、以下の内容について説明をしてください。

- ① 暫定許容値を超えていない**飼料・敷料**を使用していること
- ② 飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること
- ③ 本県はたい肥の放射性セシウムの検査の対象地域外であること